

提出書類一覧（中間処理業者）

チェック	No	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	1	産業廃棄物搬入承認申請書	○押印は不要です。 ※搬入者コードは、現在お持ちの承認書に記載されています。 ※業種名は「日本標準産業分類（総務省）」の細分類を記入してください。
<input type="checkbox"/>	2	適正搬入申出書	○押印は不要です。【廃棄物の種類により様式が異なります。】
<input type="checkbox"/>	3	登記事項証明書	○（商業登記簿謄本）発行から <b>3ヶ月以内の原本</b> を提出してください。 注）申請者住所と排出事業場が異なる場合、別に事業場の所有権を有する事の証明書類が必要
<input type="checkbox"/>	4	性状分析証明書	○【別紙1】に示す項目について分析した証明書で <b>3ヶ月以内</b> に発行されたものを提出してください。【汚泥、燃え殻、ばいじん、鉍さいを取り扱う場合】
<input type="checkbox"/>	5	産業廃棄物処分業許可証(写)	○許可内容が裏面に及ぶ場合は、裏面もコピーして提出してください。
<input type="checkbox"/>	6	車検証の写し【自己運搬の場合】	○ディーゼル規制適合車であることを確認してください。 ※粒子状物質減少装置を装着している場合は、装着証明書の写しも提出してください。
<input type="checkbox"/>	7	自己運搬で空車計量が必要な場合 東京都埋立処分場産業廃棄物搬入車両の車両重量計量申請書	○空車計量が必要な車両は、脱着装置付車両、車両総重量が10 t以上の車両、補強等をした車両です。 ※脱着装置付車両を使用する場合は、使用するコンテナ等を特定するための表示をつけた上で、空車計量を行ってください。複数のコンテナ等を使用する場合は、コンテナ毎に空車計量が必要になります。詳しくは受入担当と事前に相談してください。 ○事前に所要事項を記入の上、写真を添付した車両計量重量申請書及び車両重量計量票を中防産廃受付ゲートに持参し、空車重量を計量して更新申請時に提出してください。 ○前回の申請時に使用した車両計量重量申請書と車両重量計量票の写しでも可としますが、計量日が <b>3年以内</b> のものに限ります。
<input type="checkbox"/>		車両重量計量票	○都埋立処分場で計量済みのもの
<input type="checkbox"/>	8	収集運搬業者の許可証の写し	○収集・運搬を委託する場合は、委託先の収集運搬業者の許可証の写し。 ※自己運搬する場合でも、自社の収集運搬業の許可証の写しが必要です。
<input type="checkbox"/>	9	契約者リスト	○産業廃棄物対策課HP（下記問合せ先参照）に掲載されている様式のほか、同様の内容が記載されていれば独自様式でも結構です。 ○住所の記載された電子データ及び文書の様式は貴社独自様式で結構です。
<input type="checkbox"/>	10	産業廃棄物処理フロー図	○同様の内容が記載されていれば、独自様式で結構です。
<input type="checkbox"/>	11	写真【写真貼付台紙】 ①処理設備本体 ②廃棄物の破碎等処理前後	○現在使用している状態の破碎機等 <b>設備本体及び歯</b> の写真 ○ <b>搬入申請する廃棄物（品目毎）</b> の破碎等の <b>処理前と処理後</b> の写真 ※ 廃棄物の写真は処理後の大きさが分かるようスケールをあてて写してください。
<input type="checkbox"/>	12	度産業廃棄物処分業実績報告書の写し（直近のもの）	○処分業の様式第1号および第2号の写しを提出してください。
<input type="checkbox"/>	13	レターパックプラス	○郵送事故の防止策として、返送用の <b>レターパックプラス</b> には返信先ご住所を明記の上、ご同封ください。 ※申請が承認され次第、承認書や搬入カードなど必要なお案内と注意事項をお送りします。

注) 証明書に記載がない場合: 申請者と事業場の関係が客観的に確認できる書類(例: 事業場の賃貸借契約書や公共料金の領収書等の写し)

- (1) **申請は郵送が原則です。**
- (2) 申請書類は、必要事項をご記入の上、正本・副本それぞれ1部ずつご提出ください。
- (3) 搬入中止の場合は「廃止届」を提出してください。

問合せ先

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 受入担当  
Tel 03-5388-3588（直通） Fax 03-5388-1381